

○宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

令和3年3月31日要綱第19号

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法人事業者又は個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、事業者が購入した空き家を事業所として改修する際に経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について補助することにより、空き家の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）であり、香川県が運営するWebサイト「かがわ住まいネット」（空き家バンク）又は宇多津町「活かせる空き家のマッチングシステム」に登録された住宅をいう。
- (2) 事業所 地域コミュニティの維持・再生に資するものとし、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、子育て支援施設、レストラン、シェアオフィス、カフェ、商業施設、テレワーク施設、その他町長が認める施設をいう。
- (3) 事業者 空き家を購入した法人事業者又は個人事業主であって、おおむね3年以上利用する意思のある者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業者が、購入した空き家（以下「対象物件」という。）を事業所として改修すること。
- (2) 事業者が、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用する予定であること。
- (3) 県内市町間での事業所の移転を伴う場合にあっては、従前活用していた建物（自己所有に限る。）が空き建築物とならないこと。
- (4) 過去に空き家の利活用を目的とした他の補助金の交付を受けていない物件であること。
- (5) 補助金の交付申請年度内に事業の完了が見込まれる物件であること。
- (6) 空き家又は空き家であった住宅が、昭和56年5月31日以前に工事に着手し

たものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又は耐震診断の結果に基づき、耐震改修工事若しくは簡易耐震改修工事を実施していること。

(7) 改修の前後において、建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。  
ただし、改修工事に伴い、違反を是正する場合はこの限りでない。

(8) 事業者のうち、次のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。

ア 交付決定より前に補助事業に着手した者。ただし、第6条第2項の届出を町長にしたときは、当該提出の日以降に着手することができる。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」に係る事業を行う者

エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

オ その他補助金の目的に照らして適当でないと町長が判断する事業を行う者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家屋の改修工事に要する経費とする。（耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事に要する経費（耐震改修工事及び簡易耐震改修工事に伴う実施設計に要する経費を含む。）、家財道具の処分に要する経費及び整備される対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備（電気・ガス・給排水・空調・トイレ等）の整備に要する経費を含む。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助限度額は次に掲げる額とし、また、補助対象経費の合計額が1,000千円未満の場合は、補助対象としない。

(1) 法人事業者 4,000千円

(2) 個人事業主 2,000千円

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人事業者又は個人事業主（以下「申請者」という。）は、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付申請書（様式第1号）を町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たり、事業の効率的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付決定前着手届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して、次に掲げる事項につき、条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、補助事業の完了日から3年間、第3条第1項第2号に規定する要件を満たしているものとする。ただし、「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ宇多津町空き家活用型事業所整備補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、事業の目的又は主な内容の変更を伴わない軽微な変更は除く。

(2) 交付決定の額の20パーセントを超える額を減額変更するとき。

(3) 交付決定の額を増額変更するとき。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、宇多津町空き家活用型

事業所整備補助金廃止承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに宇多津町空き家活用型事業所整備補助金事故報告書（様式第7号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金実績報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（額の確定等）

第11条 町長は、前条規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金の額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（支払）

第12条 補助金は、前条規定による補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、第8条第4項の補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業の完了日から3年間、第3条第1項第2号に規定する要件を満たさなくなった場合。ただし、「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書（様式第11号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。

2 町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業等の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理について当該事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

（法人にあつては主たる事業所の所在地及び事業者名及び代表者の職・氏名）

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付申請書

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金の交付を受けたいので宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者の概要及び交付申請額

申請者の概要	法人・個人の別	法人事業者 ・ 個人事業主
	事業者名	
	住所・所在地（本店等）	〒
	代表者の職	
	代表者の氏名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
e-mail		
交付申請額		千円

2 添付資料

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 法人事業者の場合は、登記簿謄本。個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- (4) 営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合）（申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出。）
- (5) 対象物件の所有権が確認できる書類
- (6) 対象物件の図面等、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類
- (7) 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- (8) 対象物件の現状写真
- (9) 補助対象経費の合計額が確認できる書類（内訳を含む。）
- (10) 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないことが確認できる書類
- (11) その他、町長が必要と認める書類

## 別紙1

## 宇多津町空き家活用型事業所整備補助金事業計画書

対象物件	物件の名称	
	物件の所在地・住所	〒
	物件の所有者	
整備内容	工事等の内容	(具体的に)
	工事等の費用	(見積金額) 円
	金 補助対象経費の合計額	円
	額 交付申請額	千円
	補助対象経費の内訳	
対象物件で実施する事業	(事業名) (事業の内容) ※事業の内容は、目標、事業コンセプト、現状分析及び販売仕入計画等、できるだけ具体的にご記載ください。	
事業着手予定日	年 月 日	
事業完了予定日	年 月 日	

※交付申請額は、補助対象経費の合計額の1/2。ただし、法人事業者の場合は限度額4,000千円、個人事業主の場合は2,000千円。千円未満を切り捨て。

誓約書

当社（個人である場合は私）は、下記の事項について誓約します。

なお、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金に関する報告及び立入調査について、宇多津町から求められた場合には、それに応じるとともに、関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 補助対象外になる者に該当しません。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」に係る事業ではありません。
- 6 補助事業の完了日から3年間、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用します。また、使用できなかった場合には、補助金の全額を返還します。
- 7 交付申請する事業は、過去に空き家の利活用を目的とした他の補助金の交付を受けていません。
- 8 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。

年 月 日

宇多津町長 殿

事業者名

代表者職・氏名

様式第2号（第6条第2項関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

（法人にあっては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付決定前着手届

標記事業について、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付決定前に事業に着手しますので、届け出ます。

なお、本件に係る交付決定がなされなかった場合において、異議は申し立てません。また、当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしません。

記

1 対象物件の所在地・住所

2 事前着手理由

3 着手日及び完了予定日

着手日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

様式第3号（第7条第1項関係）

第 年 月 日 号

様

宇多津町長

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助事業については、下記のとおり交付することに決定したので、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
  - 申請書に記載されたとおりとする。
  - 一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金 千円とする。
- 3 補助事業者は、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

（法人にあっては主たる事業所の所在地及び事業者名及び代表者の職・氏名）

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助事業の一部を変更する必要があるので宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 添付書類  
変更後の事業計画書及び変更内容が分かる資料

様式第5号（第8条第3項関係）

第 号  
年 月 日

様

宇多津町長

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助事業については、下記のとおり変更承認し、  
交付することにしたので、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第8条第3項の規定に基  
づき通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、  
 変更承認申請書に記載されたとおりとする。  
 一部修正の上、別紙のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金 千円とする。  
(本変更承認前の交付決定額 金 千円)
- 3 補助事業者は、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第6号（第8条第4項関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

（法人にあっては主たる事  
業所の所在地並びに事業者  
名及び代表者の職・氏名）

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助事業を廃止したいので、  
宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり申請しま  
す。

記

- 1 廃止する事業内容
- 2 事業を廃止する理由

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

（法人にあつては主たる事業所の所在地並びに事業者名及び代表者の職・氏名）

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた標記補助事業について、下記の事故が発生したので、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとつた措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

（法人においては主たる事  
業所の所在地及び事業者  
名及び代表者の職・氏名）

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、実績について、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実績  
別紙のとおり
- 2 要補助金額  
金 \_\_\_\_\_ 千円
- 3 添付資料
  - (1) 事業報告書（別紙）
  - (2) 補助対象経費の合計額の請求書の写し（内訳を含む。）
  - (3) 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
  - (4) 対象物件の完成写真（外観、内観及び修繕箇所）及び購入物品の写真
  - (5) 対象物件の平面図、立面図等の完成図書
  - (6) 耐震性が確保されていることが確認できる書類
  - (7) 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないことが確認できる書類
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別紙

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金事業報告書

対象物件	物件の名称		
	物件の所在地・住所		〒
	物件の所有者		
整備内容	工事等の内容		(具体的に)
	工事等の費用		(実績額) 円
	金額	補助対象経費の合計額	円
		要補助金額	千円
補助対象経費の内訳			
対象物件で実施する事業		(事業名) (事業の内容)	
事業着手日		年 月 日	
事業完了日		年 月 日	

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇多津町長

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宇多津町空き家活用型事業所整備補助金の額を、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

1 補助金の確定額は、金 千円とする。

様式第10号（第12条第2項関係）

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

個人にあっては右記の事業所の所在地及び事業名及び代表者の職・氏名

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金請求書

年 月 日 付け 第 号をもって額の確定通知のあった上記補助金について、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

金 円也

支払の方法	口座振替 <input type="checkbox"/>	銀行 (支) 店						現金払 <input type="checkbox"/>
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号	:	:	
		(フリガナ) 口座名義						

- (注) 1 希望する支払の方法の□の箇所に✓印を付してください。  
 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあっては、該当する預金種目の□の箇所に✓印を付してください。  
 3 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。

<p><b>【連絡先】</b>                  事業者名：                  責任者職・氏名：                  担当者職・氏名：                  TEL：                  メールアドレス：</p>
--

年 月 日

宇多津町長 殿

申請者 住所  
氏名

（個人にあっては主たる事  
業の所在地並びに事業場  
および代表者の氏名）

宇多津町空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けた宇多津町空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産を処分したいので、宇多津町空き家活用型事業所整備補助金第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助事業者名等

補助事業者名	
所在地・住所	

2 処分しようとする財産

財産の名称	
処分の方法	
処分の時期	
処分の理由	

※「処分の方法」の欄には、目的外使用・譲渡・交換・貸付等の別を記載

3 相手方

所在地・住所	法人名・氏名	利用の目的	条件